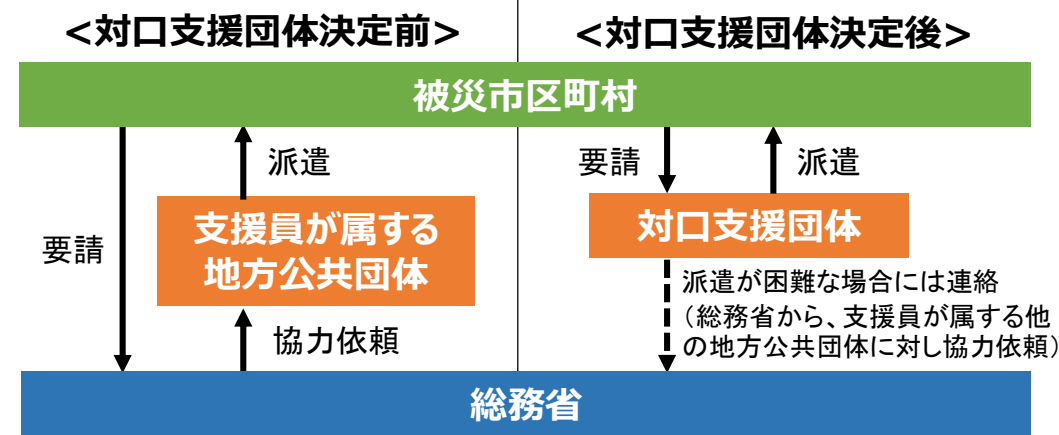


システムに基づく応援職員の派遣の目的

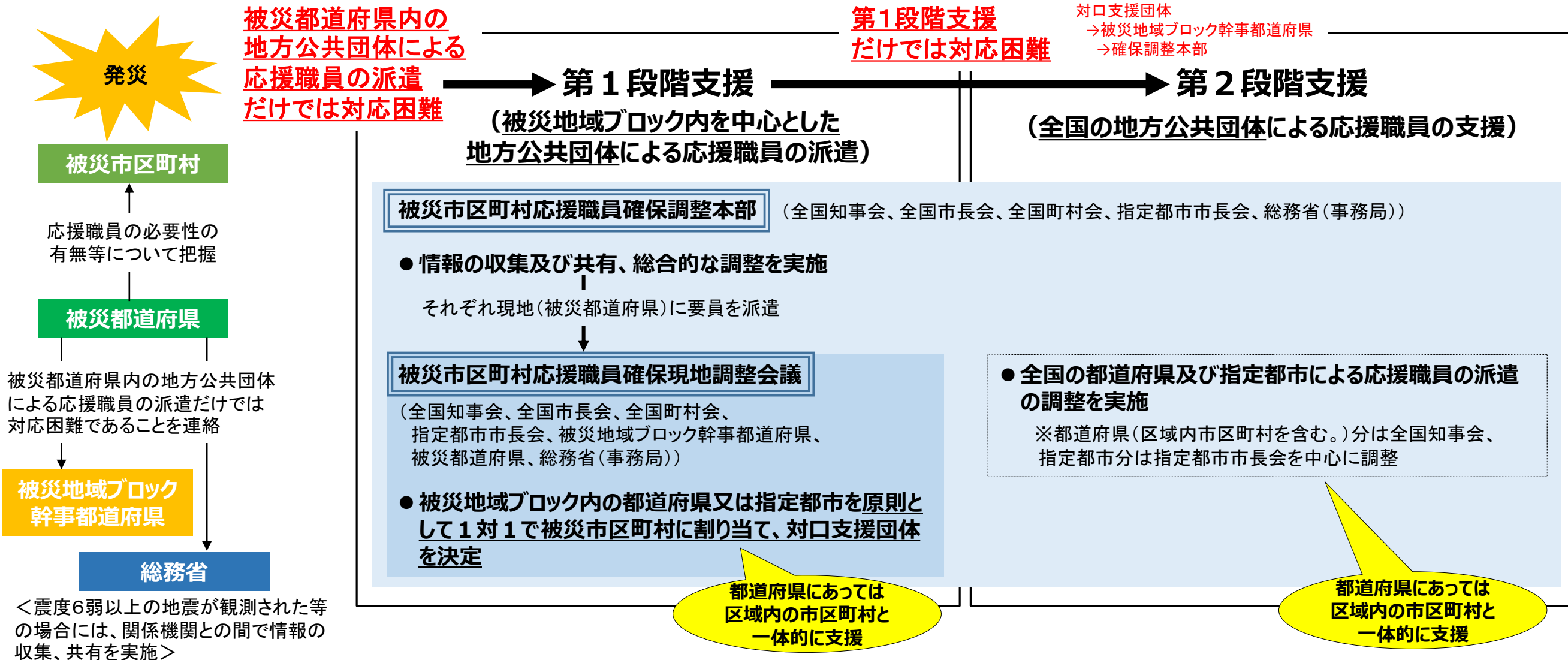
- ① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - ② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
- } 短期の派遣（※）

※ 復旧・復興事業を支援するための中長期の派遣については、全国市長会及び全国町村会の協力により構築された体制（総務省スキーム）等により応援職員を派遣（東日本大震災・熊本地震・九州北部豪雨）

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（「災害マネジメント総括支援員」の派遣）



① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



「災害マネジメント総括支援員」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長への助言、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援（被災市区町村の事情を十分尊重）

※ 「災害マネジメント」の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

② **求められる資質**

災害対応に関する知見

（災害対策の陣頭指揮の経験、派遣職員として災害マネジメントに関与 など）

さらに**管理職の経験**があることが必要

⇒ **総務省・消防庁で研修を実施**

登録・派遣の仕組み

① **総務省への登録制**

都道府県・指定都市等の推薦を受け、名簿に登録 ⇒ メンバーシップの明確化

② **対口支援に伴い派遣**

対口支援に伴い、当該都道府県・指定都市が派遣することが基本

※ 必要な場合は、総務省のイニシアチブにより派遣